

1 環境省通知の概要（詳細は別添のとおり）

（1）改正の趣旨

- ・産業廃棄物処理業や廃棄物処理施設の申請、変更届出等（以下「許可申請等」という。）を申請者等が行う際に、規則に規定された一部の例外を除き、全ての書類を添付しなければならないこととされている。
- ・今般、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化等が求められていることに鑑み、一定の場合は書類の添付を省略できることとし、行政手続の合理化に資する改正を行ったもの。
- ・一般廃棄物処理業の手続については、添付する書類が規則に規定されていないが、本通知を踏まえて、添付書類の省略など、手続の合理化に努めること。

（2）改正の内容

○書類の添付省略規定を創設

ア 同時に二以上の許可申請等を行う場合の書類添付省略（規則第21条第1項）

- ・許可申請等において、同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略できることとした。

イ 本人確認情報を利用した書類添付省略（規則第21条第2項）

- ・環境大臣又は都道府県知事は、住民基本台帳法に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受ける方法その他の方法により、規則によって添付すべき書類の内容を確認することができるためその添付の必要ないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができることとした。

2 本県での取扱い

（1）同時に二以上の許可申請等を行う場合の書類添付省略（規則第21条第1項）

ア 申請者等の手順

- ・申請者等が、廃棄物処理法に基づく事務において、同時に二以上の許可申請等を行い、同一の書類を省略しようとする場合は、一の許可申請等に書類を添付した上で、他の許可申請等では書類の添付に代えて、別添申出書を添付し、申請等をする。

イ 運用開始日

- ・令和5年9月16日（改正省令の施行日）

ウ その他

- ・山口県のホームページに、別添：申出書様式を掲載する予定である。

（2）本人確認情報を利用した書類添付省略（規則第21条第2項）

- ・環境省通知で示す本人確認情報を利用した書類については、システム上、許可申請等に添付すべき書類の内容を確認することができないため、従前どおり、添付を要する。